

「消費者基本計画」策定の趣旨

消費者政策の新たなステージ

「消費者庁」及び「消費者委員会」の創設

行政の「パラダイム(価値規範)の転換」

「消費者が主役となる社会」の実現に向け、「消費者基本法」の基本理念である「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を実現するとともに、これまでの施策や行政の在り方を積極的に見直す。

1 消費者庁

消費者庁は、いわゆる「すき間事案」について事業者に対する勧告や自ら措置を講じるなど、「消費者を主役とする政府の舵取り役」としての機能を果たす。

2 各府省庁及び関係機関

各府省庁及び関係機関は、相互間の情報の共有や一層の連携を図り、それぞれが自らの業務を確実に実施することにより、消費生活の「現場」の実態を踏まえた行政に取り組む。

3 地方公共団体

地方公共団体は、消費生活相談体制の充実、法執行の強化、消費者団体等との連携の確保など、消費者行政の充実・強化を積極的に図る。

4 事業者・事業者団体

事業者・事業者団体は、消費者の安全と安心の確保に向けて、自主的な取組に努めるとともに、政府としてもそのための適切な措置を講ずる。

5 消費者・消費者団体

消費者・消費者団体は、消費生活の安定と向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるとともに、政府としてもそのための適切な措置を講ずる。

6 消費者委員会

消費者委員会は、消費者の意見が直接届く透明性の高い仕組みであり、かつ、消費者庁を含めた各府省庁の消費者行政全般に対して監視機能を有する、独立した第三者機関として、その役割を果たす。

消費者庁はもとより、消費者の立場に立って他の行政機関の個別施策を含めた基本的な政策の推進に万全を期すことが求められている。

政府が一体となり、地方公共団体、消費者団体、事業者団体などの関係者と連携しながら、平成22年度から平成26年度までの5年間を対象とする新たな「消費者基本計画」に掲げる具体的施策を実施
⇒政府を挙げた消費者政策の計画的・一体的な推進

新たな「消費者基本計画(素案)」について(2)

消費者政策の基本的な枠組みと主な課題

168の具体的施策(主な例)

1

消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

- ・消費者の安全・安心の確保
- ・消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保
- ・消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実
- ・消費者の苦情処理と紛争解決の促進
- ・消費者の被害等の適切かつ迅速な救済

- 事故情報データベース・PIO-NETを活用した情報集約 等
- 取引・表示関係法令の厳正な執行、計量の適正化の推進 等
- 関係省庁、関係団体の連携による消費者教育の推進、各種消費者トラブルに対する啓発教材等の作成・配布 等
- 「地方消費者行政活性化基金」などを活用した地方消費者行政活性化・消費生活相談の充実に向けた取組の支援、ADR活用の促進等
- 集团的消費者被害救済制度の検討、多重債務問題への対応

2

経済社会の発展への対応

- ・環境に配慮した消費行動と事業活動の推進
- ・高度情報通信社会の進展への的確な対応
- ・国際化の進展への対応

- CO2の削減運動や循環型社会形成に向けた取組の推進 等
- インターネットオークション等に係る犯罪への対応 等
- 食の安全問題に関わりの深い国際機関等を所管する在外公館における各国政府・国際機関との連絡体制の強化 等

3

関係者・関係団体との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上

- ・消費者団体等との連携
- ・事業者や事業者団体による自主的な取組の促進
- ・地方公共団体等との連携
- ・関係機関等による試験、検査などの整備
- ・行政組織体制の充実・強化

- 適格消費者団体に対する支援策の検討 等
- 訪問販売、通信販売等の各種関係団体との連携 等
- 「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく総合的な地方消費者行政推進の支援 等
- 国民生活センターにおける商品テスト機能強化 等
- 消費者庁所管法令の執行状況の点検・評価、消費者行政に係る体制の更なる整備に関する検討 等

「消費者基本計画」の「検証・評価・監視」

消費者政策会議は毎年度、以下の3点に留意しつつ、消費者委員会の意見を聴いた上で、具体的施策の実施の状況について「検証・評価・監視」を行い、必要な見直しを行う。

- ① 施策の内容に応じた客観的で可能な限り消費者にも分かりやすい基準の導入、課題ごとの方向性の明示
- ② 地方公共団体・関係団体へのアンケートやヒアリング等を踏まえた消費者等の意見の的確な反映
- ③ 検証・評価の結果の次年度の具体的施策への適切な反映